

令和六年第九回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年五月八日

所 世田谷区教育委員会会議室

午後二時三十分開議

○渡部教育長　ただいまから令和六年第九回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の１、令和六年第八回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○渡部教育長　御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の２、本日の署名委員を指名させていただきます。坂倉委員と澁澤委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が一件ございます。

それでは、次第の３、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第三十号　区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立八幡中学校校舎一部改築工事請負契約変更）

○渡部教育長　議案第三十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第三十号につきまして御説明を申し上げます。

本件は、世田谷区立八幡中学校校舎一部改築工事における工期の延長に伴い契約変更が生じたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして区長より意見を求められましたので、御審議を願うものでございます。

変更の内容を御説明いたします。資料の四ページを御覧ください。記書きにございますとおり、工期を令和六年七月十二日から約二か月間延長し令和六年

九月十三日に変更いたします。理由は、工事に伴いまして発生した土砂や汚泥などの土質が想定と異なっていたことにより、当初予定していた受入れ先での処分が困難となり、新たな受入れ先の検討が必要となったため、また、工事着手後、地中障害物が発見されまして、撤去工事が必要となったためでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第三十号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第三十一号 第三十一期世田谷区社会教育委員の委嘱

○渡部教育長 議案三十一号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは続きまして、議案第三十一号について御説明を申し上げます。

本件は、現在の社会教育委員の任期が五月三十一日に満了することに伴いまして、次期委員の委嘱を必要とすることから、社会教育法第十五条及び世田谷区社会教育委員の設置に関する条例第一条に基づきまして御提案するものでございます。

三ページ目の資料を御覧ください。世田谷区社会教育委員の設置に関する条例の第三条及び第四条のとおり、委嘱の基準といたしまして、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者から十人以内を選任し、教育委員会が委嘱するものとしております。委員十名のうち七名が再任で三名が新任でございます。任期は令和六年六月一日から令和八年五月三十一日までの二年間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十一号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第三を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第三 議案第三十二号 令和七年度使用の世田谷区立中学校教科用図書
の採択の基本方針

○渡部教育長 議案第三十二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、議案第三十二号、令和七年度使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択の基本方針につきまして御説明をいたします。

教科書につきましては、文部科学省がおおむね四年ごとに検定を行っており、検定の翌年に採択を行うことになってございます。昨年度、令和六年度で

ございますが、中学校教科書の検定が行われたため、今年度、世田谷区教育委員会におきまして中学校の教科書採択をいたします。本件につきましては、令和七年度から使用の中学校の教科書を採択するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律並びに教科書の発行に関する臨時措置法の規定等に基づきまして、令和七年度から使用の世田谷区立中学校教科用図書の採択を適正かつ公正に行うための基本方針を定める必要があるため提案するものでございます。

右肩、二ページの2の採択の方針を御覧ください。基本方針といたしまして、三点挙げてございます。一つ目といたしまして、学習指導要領及び世田谷区教育要領を踏まえまして、各教科等の目標、内容に即し、幼児教育及び小学校との連携を踏まえた世田谷の教育にふさわしい教科書を採択すること、二つ目といたしまして、教科書の採択に当たつての観点として、右肩、五ページから二〇ページにございます令和七年度使用中学校教科用図書調査研究基準に基づいて行うこと、そして、三つ目といたしまして、二一ページ以降にございます文部科学省初等中等教育局長通知等に留意いたしまして事務処理を行うこととしてございます。特に二つ目の採択の観点につきましては、探究的な学びのさらなる推進に向けまして、課題発見、課題解決能力の育成、情報活用能力の育成、言語能力の育成、読み解く力の育成、発展的に学習する内容等、教科の特性に応じて設定してまいります。

次に、3の教科書採択の公正確保について説明いたします。まず一つ目といたしましては、教科書採択にかかる調査員等につきまして、特定の教科書発行者との関係を有する者を選任しないこととします。二つ目といたしましては、教科書採択の審議に当たっては、教科書検定委員会等の報告を受けて実施します。そして、三つ目としまして、区教育委員会が行う教科書採択の審議は、世田谷区教育委員会傍聴規則によって行います。

4の教科書検定委員会等の設置についてでございますが、三ページでございますが、(1)、(2)にありますとおり、教科書検討委員会、教科書調査研究委員会を設置します。なお、(3)のとおり、会議及び資料につきましては、審議中のものでもあり、非公開といたします。

一方で、5にお示しのとおり、採択に関する情報の公表につきましては、採択後に採択結果や採択時の教育委員会会議録及びその資料を公表いたします。

6の今後の予定でございますが、本日の御審議を踏まえ、その内容を反映させまして、採択要項を事務局において決定し、採択事務を直ちに行い、七月三十、三十一日の教育委員会での採択を予定してございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第三十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)「第三十期世田谷区社会教育委員の会議」の活動報告について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、「第三十期世田谷区社会教育委員の会議」の活動報告について御報告いたします。

資料一ページ、1の主旨を御参照ください。区教育委員会では、社会教育法及び区条例に基づき社会教育委員会を設置しまして、社会教育に関する区の取組みにつきまして御意見をいただいております。このたび第三十期世田谷区社会

教育委員の会議から二年間の活動報告書が提出されましたので、御報告するものです。

資料の2以下を御参照ください。第三十期の活動は、十名の社会教育委員により、令和四年六月一日からの約二年間で行われ、地域と学校の新たな連携、協働のより一層の実現に向け、実践的なモデルを抽出し、モデルの試行と検証を通じまして地域のさらなる活性化につなげていくことを目的に掲げまして、「地域資源を活用した新たな連携・協働の実践的モデルづくりと検証」をテーマにし、十二回の調査、研究等が行われました。

5、活動内容ですが、「持続可能な活動とは」をテーマにしたグループワークや作成した活動計画案に基づき四つの活動を試行的に実践するなどし、活動報告書が取りまとめられました。活動報告書につきましては、二ページ以降に添付をしております。

報告書右上の一九ページ以降を御参照ください。報告書では、四つのモデルを検証した結果、地域と学校の新たな連携、協働として、三つの可能性と課題が挙げられております。

一つ目は、居場所となり得る空間（場）の提供として、子どもたちは、学校での出来事をリセットして、リラックスしてから帰宅したり、学校になじめない子どもたちの居場所としてのニーズがあることなどが記載されております。

二つ目は、持続可能な活動に欠かせない地域人材の存在として、学校との連携、協働においては、どのような活動であつても子どもたちを継続的に見守り、支援する大人の存在が不可欠であり、そのためにも、まずは大人自身が生き方を再考するきっかけをつくり、地域での活動の場をどのようにつくっていくかが大事であると課題を挙げております。

三つ目は、地域と学校の新たな連携・協働のあり方として、学校と地域と活動は、そもそもの原理や機能が異なることを理解し、相互の強みを生かし合え

る在り方を探っていくことが重要であると指摘されております。

詳細につきましては、報告書を後のほど御参照ください。

私からの説明は以上です。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員　ありがとうございます。私は、教育委員をやっていて、毎年、この報告書が出てくるのをとても気にかけております。というのは、この報告書というのは、意外と、今の世田谷区の子どもと地域社会との接点の部分を非常にリアルに、エビデンスを挙げながら表記されているということで、私自身としては大変ありがたい報告書として読んでまいりました。

ところが、私の経験からすると、それが教育委員会のこの場においてどうやって学校教育の中に生かされるかとか、あるいは学校運営とか、学校経営の中にどう生かされるかということは、ほとんど見えてこなかったという経験があります。ところが、現在、私どもの学びの非常に重要な視点として、地域とともに子どもを育てるというのは前からですし、今おっしゃったように探究的学びですとか、それからもう一つは学びの多様化学校というのも今検討の俎上に上がってきております。そういうことを考えると、これから学びの場というのはものすごく多様化してくる。それを学校教育の中だけで全部カバーしていくのは不可能ですし、そこに子どもたちをどうつないであげるかということが、ある意味で学校の役割でもあるし、また、地域の役割でもあるというフェーズに入ったのだと思っております。

ですから、今までのように、報告書が出て、はい、それで分かりましたと、皆さん、一年間、よく御苦労さまでしたというような報告書にしないで、これを学校教育の中、あるいは学校の経営の中にどう生かしていくかということの視点を、ぜひここで終わらせないで、これから先につないでいくような工夫で

すとか、あるいは視点を持っていたきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡邊生涯学習課長 御意見、ありがとうございます。おっしゃっていただきましたように、学校教育とも連携をしながら、校長会とも相談させていただきながら、本件について共有を図っていきたいと考えております。

○渡部教育長 よろしいですか。それでは、次に行きます。

(2)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事及び個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、本

田学校職員課長、山本教育指導課長、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

傍聴人におかれましても、世田谷区教育委員会会議規則第十二条の規定に基づき、御退席いただくことになります。それでは、御退席をお願いいたします。

午後二時四十七分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午後二時五十四分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

それでは、今回の教育委員会は五月三十一日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第九回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午後二時五十五分閉会